

社会福祉法人陽光会			
様式番号	QBE8.2.2-1-3	版数	第19版(2019.4.1)

社会福祉法人陽光会

ユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型指定介護老人福祉施設）

サンライフ問屋町 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（群馬県指定 第1070104300号）

当施設は入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明申し上げます。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 施設経営法人	2
2. 当会の運営事業	2
3. ご利用施設	2
4. 施設・居室等の概要	3
5. 職員の配置状況	3
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 契約締結からサービス提供までの流れ	10
8. サービス提供における事業者の義務	10
9. 利用料金のお支払方法	11
10. 入居中の医療の提供について	11
11. 施設を退居していただく場合	11
12. 個人情報の取り扱い	13
13. 事故発生時の対応について	14
14. 損害賠償について	14
15. 苦情の受付について	15
16. 身元引受人	15
17. 施設利用の留意事項	15
18. 第三者評価の実施状況	16

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人陽光会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県前橋市問屋町一丁目5番地4 |
| (3) 電話番号 | 027-256-7788 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高玉 真光 |
| (5) 設立年月 | 平成15年8月11日 |

2. 当会の運営事業

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| (1) 特別養護老人ホーム サンライフ問屋町 | 介護老人福祉施設（定員80名） / 短期入所生活介護（定員10名） |
| (2) 特別養護老人ホーム サンライフアネックス | 介護老人福祉施設（定員70名） / 短期入所生活介護（定員10名） |
| (3) 通所介護事業所 デイサービスセンター元総社 | （定員40名） |
| (4) 訪問介護事業所 ホームヘルパーステーション元総社 | |
| (5) 特定施設入居者生活介護事業所 介護付有料老人ホーム サンヒルズ総社 | （定員50名） |
| (6) 軽費老人ホーム ケアハウス元総社 | （定員50名） |
| (7) 居宅介護支援事業所 ケアプランセンター陽光 | |
| (8) 学童保育所 ひかり学童クラブ | |

3. ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設（平成23年11月1日指定 群馬県）
介護保険事業所番号 第1070104300号 |
| (2) 施設の目的 | 施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係諸法令に基づき、入居者個々の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供する。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム サンライフ問屋町 |
| (4) 施設の所在地 | 群馬県前橋市問屋町一丁目5番地4 |
| (5) 電話番号 | 027-253-4165 |
| (6) 施設長（管理者） | 施設長 高木 浩子 |
| (7) 施設の理念 | 常に入居者様の幸せを考え、笑顔あふれる温かい空間を創ります。 |
| サービス方針 | ・一人ひとりの個性や生活リズムを尊重します。
・“できる力”に目を向け、真心をもって支援します。
・ご家族様、地域との“つながり”を大切にします。 |
| (8) 開設年月日 | 平成23年11月1日 |
| (9) 入居定員 | 80人 |

4. 施設・居室等の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 建物の延べ床面積 4951.66㎡
- (3) 居室等の概要（併設短期入所生活介護 10床分を含む）

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。施設の指定する居室以外への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、入居者の心身状況や居室の空き状況等によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	90室	1ユニット 10名（計9ユニット）
共同生活室（食堂）	9室	各ユニットに1室
共同トイレ	27室	各ユニットに3室
浴室	6室	介助浴槽6基、一般浴槽1基
医務室	1室	3階
機能訓練室（多目的スペース）	1室	5階

※各居室内には、洗面台、衣類等収納設備が備え付けてあります。

※居室の決定方法及び変更について

入居者の身体状況・空き部屋の状況等を踏まえた上で、適切な居室をご利用いただきます。入居者や契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や契約者等と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。なお、夜間については夜勤者5名、管理宿直者1名を配置しております。

<主な職員の配置状況及び職務内容>

- (1) 施設長（管理者） … 1名（併設短期入所生活介護管理者と兼務）
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 … 1名（介護支援専門員、併設短期入所生活介護生活相談員と兼務）
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- (3) 介護支援専門員 … 4名（うち1名は生活相談員と兼務、うち3名は介護職員と兼務）
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画を作成します。

- (4) 介護職員 … 52名（常勤46名、非常勤6名、併設短期入所生活介護と兼務）
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事します。
- (5) 看護職員 … 5名（うち1名は併設短期入所生活介護と兼務）
入居者の診療の補助及び看護、健康管理、施設の保健衛生業務に従事します。
- (6) 機能訓練指導員 … 1名（併設短期入所生活介護と兼務）
入居者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための各種訓練を行います。
- (7) 管理栄養士 … 1名（併設短期入所生活介護と兼務）
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事します。
- (8) 嘱託医師 … 1名
入居者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事します。
- (9) 事務員 … 2名（常勤1名、非常勤1名）
施設の庶務業務及び会計事務に従事します。
- (10) 調理員（業務委託）
入居者に提供する食事の調理業務に従事します。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについては、「(1) 介護保険の給付の対象となるサービス」と「(2) 介護保険の給付対象とならないサービス」があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（食事の提供にかかる費用は別途）

- 食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、心身の状態に応じて、必要な介助を行います。
- 入居者の自立支援と相互に社会的関係を築くことができるよう、離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望や心身の状態により、居室でのお食事も可能です。
- 入居者様個別のペースに合わせ、適切な時間に食事を提供させていただきます。ただし大幅な時間延滞が生じた場合には食事を廃棄させていただく場合があります。
（概ねの食事時間）朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～

② 入浴

- 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- 寝たきりの状態でも介助浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

□排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

□機能訓練指導員、介護及び看護職員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

□日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に把握したうえで、毎食後、口腔ケアを行います。

⑥ 健康管理

□医師（嘱託医）や看護職員を中心とした健康管理を行います。
□定期健康診断を年1回受診いたします。

⑦ その他自立への支援

□寝たきり防止のため、でき得る限り離床した生活となるよう配慮します。
□生活のリズムを考慮し、毎朝夕の着替え、更衣を行うよう配慮します。
□清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<介護保険から給付される利用料金>

① 介護福祉施設サービス費基本部分（月額）

区分	要介護度1	要介護2	要介護3	要介護度4	要介護度5
ユニット型個室	636単位	703単位	776単位	843単位	910単位

② 介護福祉施設サービス費加算部分（月額）

加算名称	日額	算定要件（概要）
日常生活継続支援加算	46単位	①介護福祉士有資格者数が6：1以上 ②新規入居者数のうち認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上）割合が65%以上 ③新規入居者数のうち要介護4・5の入居者割合が70%以上 ④入居者総数のうち喀痰吸引等が必要な入居者の割合が15%以上 *①に加え②～④のいずれかに該当 *サービス提供体制強化加算との併算定不可
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×0.083	介護職員の賃金改善費用見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善計画を策定し当該計画に基づき適切な措置を講じ賃金改善を実施
口腔衛生管理体制加算	30単位 (月1回)	歯科医師・歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアにかかる指導を月1回以上行った上で入居者の口腔ケアマネジメント計画を作成
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	常勤の正看護師を1名以上配置
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	基準配置数に加え1名以上の看護職員配置 看護職員との24時間連絡体制を確保
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18単位	基準配置数に加え1名（*0.9名）以上の夜勤職員配置 *見守り機器を入居者の15%以上に設置し、当該機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討を実施
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21単位	(Ⅱ)の算定要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置
初期加算	30単位	入居日から30日以内の期間 *30日超過入院後の再入居時同
外泊時費用	246単位	入院・外泊時に1ヶ月（暦月）6日限度で算定 *外泊時在宅サービス利用費用併算定不可
外泊時在宅サービス利用費用	560単位	入居者に対して居宅における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合 *外泊時費用併算定不可
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	①認知症ケアに関する専門研修修了職員を基準以上配置 ②入居者総数のうち認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が50%以上
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	(Ⅰ)の基準を全て満たし認知症介護指導者研修修了者を配置

加算名称	日 額	算定要件（概要）
在宅復帰支援機能加算	10単位	①算定月前6月間に退居した入居者のうち在宅復帰者（特定施設・グループホーム含む）割合が20%以上 ②当該退居者の在宅生活が1月以上継続する見込を確認し記録 *在宅・入所相互利用加算との併算定不可
口腔衛生管理加算	90単位 (月1回)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を実施した場合 *口腔衛生管理体制加算算定施設のみ算定可
看取り介護加算（Ⅰ）	144単位 (死亡日以前 4～30日)	①医師が医学的見地により回復の見込がないと診断した入居者に対し入居者又は家族の同意を得て看取り介護指針に基づく看取り介護計画を作成し看取り介護を受け当該施設又は居宅・病院で死亡 ②看取り介護に関する職員研修実施 ③看取り介護指針見直しを適宜実施 *（Ⅱ）との併算定不可
	680単位 (死亡前日 及び前々日)	
	1280単位 (死亡日)	
看取り介護加算（Ⅱ）	144単位 (死亡日以前 4～30日)	①医師が医学的見地により回復の見込がないと診断した入居者に対し入居者又は家族の同意を得て看取り介護指針に基づく看取り介護計画を作成し看取り介護を受け当該施設で死亡 ②看取り介護に関する職員研修実施 ③看取り介護指針見直しを適宜実施 ④入所者に対する緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法等について、配置医師と施設で具体的な取決めがなされていること ⑤複数名の医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し施設の求めに応じ、24時間対応できる体制を確保していること *（Ⅰ）との併算定不可
	780単位 (死亡前日 及び前々日)	
	1580単位 (死亡日)	
療養食加算	6単位/回	医師の食事箋に基づき療養食を提供 *経口移行加算・経口維持加算との併算定可
経口移行加算	28単位	①医師の指示を受けた管理栄養士が多職種協働で経口移行計画を作成し経口食事摂取を進める栄養管理を実施 ②管理栄養士又は言語聴覚士・看護職員の支援が行われた場合 *原則180日以内算定 *経口維持加算との併算定不可 *療養食加算との併算定可
経口維持加算（Ⅰ）	400単位 (月1回)	経口摂取者のうち摂食障害を有し誤嚥がある場合に月1回以上多職種が協働して食事の観察及び会議等を行い経口維持計画を作成し継続した経口食事摂取のため特別な管理を実施 *6ヶ月以内（暦月）算定 *誤嚥確認ニ水飲テスト・頸部聴診法等 *経口移行加算との併算定不可 *経口維持加算（Ⅱ）・療養食加算との併算定可
経口維持加算（Ⅱ）	100単位 (月1回)	経口維持加算（Ⅰ）の要件に加え当該施設が歯科協力医療機関を定め食事の観察及び会議等に医師（配置医師除く）・歯科医師・歯科衛生士・言語聴覚士が1名以上加わった場合 *6ヶ月以内（暦月）算定 *経口移行加算との併算定不可 *療養食加算・経口維持加算（Ⅰ）との併算定可
在宅・入所相互利用加算	40単位	要介護者である複数の者で、あらかじめ在宅期間及び入居期間（3月を限度）を定め、当施設の居室（複数居室可）を計画的に利用している場合
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26単位	①視覚・聴覚・言語機能・知的・精神障害者が15名以上又は入所者総数の30%以上 ②障害者生活支援員 配置
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41単位	①視覚・聴覚・言語機能・知的・精神障害者が入所者総数の50%以上 ②常勤専従の障害者生活支援員を2名以上配置
個別機能訓練加算	12単位	常勤専従の機能訓練指導員を配置し入居者ごとに個別機能訓練計画を作成のうえ機能訓練を実施
生活機能向上連携加算	100単位 (月1回)	訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問して共同で個別機能訓練計画を作成
再入所時栄養連携加算	400単位 (月1回)	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の栄養食事指導に同席し、当該医療機関の管理栄養士と相談のうえ栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保健施設へ再入所した場合 *栄養マネジメント加算算定者のみ対象

加算名称	日 額	算定要件（概要）
低栄養リスク改善加算	300単位 (月1回)	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態・嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を実施 *栄養マネジメント加算算定者のみ対象 *経口移行加算・経口維持加算併算定不可
栄養マネジメント加算	14単位	管理栄養士を配置し入居者ごとに栄養ケア計画を作成し栄養管理を行い定期的に当該計画の見直しを実施
退所前訪問相談援助加算	460単位	在宅復帰のために訪問相談援助を実施 *算定限度＝入居中2回
退所後訪問相談援助加算	460単位	在宅復帰のために訪問相談援助を実施 *算定限度＝退居後1回
退所時相談援助加算	400単位	入居者・家族に対し退居後の相談援助を行い市町村及び地域包括支援センター等に対し介護情報を文書で提供 *算定限度＝1回 *退居後の居宅サービス等利用者限定
退所前連携加算	500単位	居宅介護支援事業者と退居前から連携し情報提供とサービス調整を実施 *算定限度＝1回 *退居後の居宅サービス等利用者限定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	医師が認知症行動・心理症状を認め緊急（一時的な）施設入所を実施 *算定限度＝入所日より7日以内 *短期利用・在宅復帰が前提
若年性認知症利用者受入加算	120単位	若年性認知症入居者（65歳未満）を受け入れ、個別の担当者を定め当該入居者の特性やニーズに応じたサービスを実施 *認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650単位	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し、入所者の診療を実施 *看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合
	深夜 1300単位	
褥瘡マネジメント加算	10単位 (月1回)	①入居者全員に対し、入居者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、施設入所時に評価し、少なくとも3ヶ月に1回以上評価を行う ②評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがある入所者に対し入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施。また、当該計画を3ヶ月ごとに見直す。
排せつ支援加算	100単位 (月1回)	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し支援した場合。 *身体機能の向上や環境の調整等によって、排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師・又は医師と連携した看護師が判断した場合。

※上記の加算については、施設が加算条件を満たした場合又は加算対象サービスを行った場合に算定されます。

③ 1単位あたりの単価額

前橋市の地域区分は7級地のため、介護保険給付費額は上記の単位数に 10.14 円を乗じた額（1円未満は切り捨て）になり、自己負担額はその1～3割となります。

④ その他

- 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一時的にお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせ、入居者側の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

当施設を利用し滞在されるにあたり、ご負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

□居住費自己負担額（日額）

区分	基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
ユニット型個室	2,370円	1,310円	820円	820円

※外泊や入院で居室を空けておく場合にも料金が発生します。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、6日目まではその認定証に記載された居住費の金額のご負担となりますが、7日目からは日額2,370円をお支払いいただきます。

②食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

□食費自己負担額（日額）

基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第3段階	第2段階	第1段階
1,990円	650円	390円	300円
補足給付額	(730円)	(990円)	(1,080円)

※欠食時の食費の取扱につきましては、前日の午後6時までに翌日以降の欠食を届け出た場合に限り、1食単位で、食材費相当額（朝食180円、昼食260円、夕食240円、おやつ50円）を所定の食費から控除いたします（外泊時含む）。

なお、介護保険負担限度額の認定を受けている方は、市町村の負担金である補足給付額から欠食分の食材料費が控除されます。よって、全ての食事を欠食されても食費自己負担額は減額されません。

※入院初日及び退院当日に当施設での喫食がある場合を除き、入院期間中の食費は徴収いたしません。

③特別な食事

入居者の希望に基づいて特別な食事（酒を含む）を提供します。

この場合、要した費用の実費をご負担していただきます。

④ご家族の食事料金

ご家族の方が食事を召し上がる場合には、下記の料金をご負担いただきます。
なお、お支払いにつきましては、翌月の入居者食費と併せてご請求いたします。

ご家族食事料金	朝食 490円・昼食 660円・夕食 730円・おやつ 110円
---------	----------------------------------

⑤小口現金等出納管理費

ご希望により、別に定める預り金等管理規程に基づき、施設にて小口現金等の貴重品の管理を行うことによりかかる料金です。

利 用 料 金：月額2,000円

お預かりする物：運営規程第11条1項各号に規定する金品

統括管理責任者：施設長

出 納 方 法 等：運営規程別紙「特別養護老人ホームサンライフ問屋町預り金等管理規程」参照

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所より事前にご説明いたします。

⑥買物代行サービス

ご希望により、下記のとおり毎週1回の買物代行サービスをご利用いただけます。
なお、購入品の費用については、預り金より実費をお支払いいただきます。

対 象 者	入居者（ご家族様用の買物は代行できません）
実 施 日	週1回
利用方法	<input type="checkbox"/> 実施日前日までに購入依頼品を職員へ連絡。 <input type="checkbox"/> 預り金より出金のうえ購入。
留意事項	<input type="checkbox"/> 買物代行で購入できる物品は、下記の指定区域内にて購入可能な商品に限ります。 <input type="checkbox"/> 火気類・刃物等危険物・生鮮食品・一品3万円以上の高額商品の購入はできません。
指定区域	施設から概ね3km圏内の近隣商業施設

⑦レクリエーション活動

ご希望により、レクリエーション活動に参加していただくことができます。
材料代等の実費をいただきます。

⑧出張理美容サービス

ご希望により、週1回程度の出張理美容サービスをご利用いただけます。なお、サービス利用料については、実費でご負担いただきます。

⑨日常生活上必要となる諸費用

入居者の日常生活に要する費用のうち、入居者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担していただきます。なお、おむつ代は介護保険給付の対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩複写物の交付

複写物を必要とする場合には、実費をいただきます。

⑪契約書第20条に定める所定の料金

入居者及び契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は下記表のとおりです。

ただし、死亡退居の場合は、1日あたり2,370円（居住費相当額）のみをご負担していただきます。また、要介護度認定により、自立又は要支援と判定された場合は、下記表における従前の要介護度の料金日額をご負担していただきます。

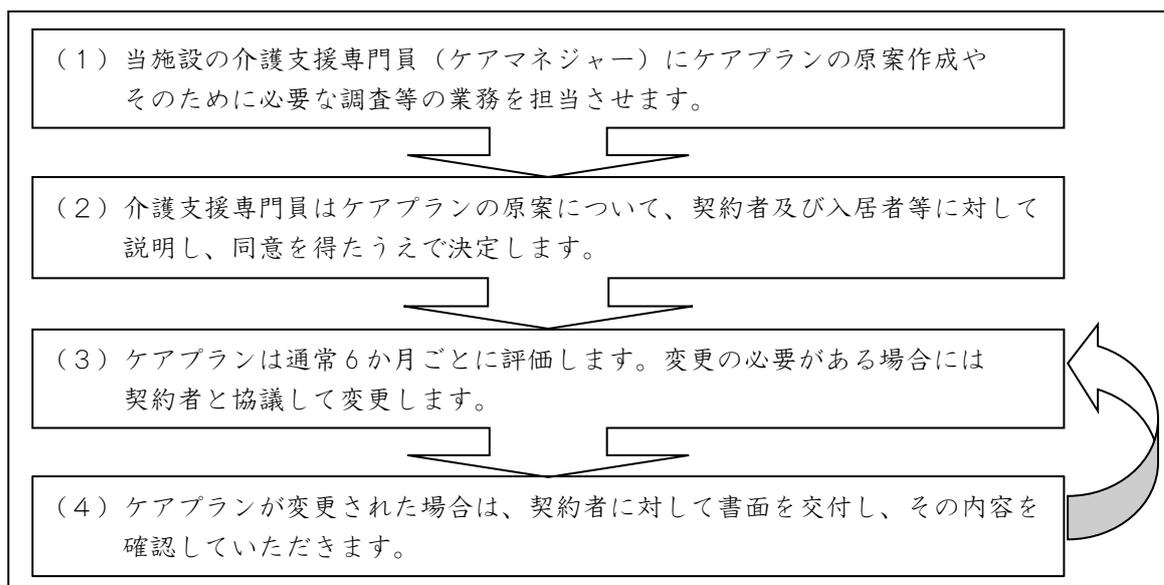
※1日あたり（介護費10割負担分＋居住費）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金日額	8,819円	9,498円	10,238円	10,918円	11,597円

7. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居に関する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する施設サービス計画（以下「ケアプラン」と表記）に定めます。

ケアプランの作成及びその変更は次のとおり行います。（契約書第2条参照）



8. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、入居者に対してサービスを提供するにあたり次のことを遵守します。

- (1) 入居者の生命、身体、財産の安全、確保に配慮します。
- (2) 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ入居者から聴取、確認します。
- (3) 入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- (4) 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(5) 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、入居者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(6) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。

ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。

また、入居者の円滑な退居のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

9. 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

利用料金は利用日数に基づき、月末締めで計算となります。翌月の15日を目安に請求書を発行しますので、自動振替の方法で事業者の口座にお支払ください。引落日は、利用月翌月の25日（指定金融機関定休日はその翌営業日）になります。

なお、領収証は翌月の請求書とともに発行いたします。

【指定金融機関】 足利銀行全支店口座からの自動引き落とし（手数料無料）

10. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご希望により、下記の協力医療機関にて診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療及び入院治療を保証するものではありません。また下記医療機関での診療及び入院治療を義務付けるものでもありません。

【協力医療、歯科医療機関】

医療機関の名称	(1) 公益財団法人老年病研究所附属病院 (2) 公益財団法人老年病研究所附属高玉診療所
所在地	(1) 群馬県前橋市大友町三丁目26-8 (2) 群馬県前橋市本町一丁目17-4
診療科	(1) 内科、神経内科、循環器内科、脳神経外科、整形外科 眼科、皮膚科、泌尿器科、漢方外来、リハビリテーション科、高血圧外来、内視鏡、総合診療・血管外科 麻酔科、歯科・口腔外科、糖尿病外来 (2) 内科、麻酔科

11. 施設を退居していただく場合

(1) 契約の終了について（契約書第14条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

しかし、仮に下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退居していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者及び契約者から退居の申し出があった場合 *詳細は以下(2)をご参照下さい
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合 *詳細は以下(3)をご参照下さい

(2) 契約者からの退居の申出（中途解約、契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、契約者は当施設からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する日の概ね7日前までにお申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退居することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が、入居者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤入居者が介護老人保健施設及び介護療養型医療施設等の他施設へ入所した場合

(4) 入居者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設へ入居中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

①6日間以内の短期入院の場合

6日間（複数の月にまたがる場合は12日）以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、1日あたり246単位の外泊時費用をご負担いただきます。また併せて所定の居住費をお支払いいただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後、再び当施設に入居できるよう努めます。なお、外泊時費用のご負担はありませんが、居住費として1日当たり2,370円をお支払いいただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(5) 円滑な退居のための援助（契約書第18条参照）

入居者が当施設を退居する場合には、契約者及び入居者の希望により、事業者は入居者の心身状況及び生活環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院等の医療機関又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者の紹介

12. 個人情報の取り扱い

(1) 入居者への介護の提供に必要な利用目的

①施設内部での利用目的

- 入居者に提供する介護サービス等
- 介護保険事務
- 入居者のために行う施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ※入退居等の管理
 - ※会計・経理
 - ※介護事故・緊急時等の報告
 - ※当該入居者の介護、医療サービスの向上

②第三者等への情報提供を伴う利用

- 施設が入居者に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ※他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整
 - ※介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託
 - ※入居者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ※ご家族及び身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
 - ※研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- 介護保険事務のうち次のもの
 - ※保険事務の委託（一部委託含む）
 - ※審査支払機関へのレセプトの提出
 - ※審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届出等

(2) (1) 以外の利用目的

①施設内部での利用目的

- 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ※居室や作品への氏名の掲示（写真等も含む）
 - ※介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
 - ※施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ※施設において行われる事例研究等

②第三者等への情報提供を伴う利用

施設の管理運営業務のうち次のもの

※外部監査機関、評価機関等への情報提供

尚、あらかじめ入居者本人及び身元引受人の同意を得ず、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

(3) 入居者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、入居者に関する来訪や電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応しており、入居者のプライバシーに関わる個人情報につきましては、上記(1)(2)の場合を除き外部に対し情報提供はいたしません。入居者が施設を利用されているかどうかについてのみ情報提供させていただきます。面会の制限などについてのご希望がある場合はお申し出下さい。

(4) 施設内での写真の掲示及び当会広報誌・ホームページ等での氏名、写真の掲示

当施設では、行事等などの写真記録等を、入居者の方々の楽しみの一環として、施設内に掲示する場合があります。また、広報活動の一環として、ご家族及び身元引受人、近隣住民等の施設外の方々に施設内の様子を伝え、高齢者福祉への理解を深めていただくために、当会の広報誌やホームページに写真や氏名を掲載することがあります。つきましては、上記の個人情報利用可否についての意思表示を以下によりお願いいたします。

①施設内での掲示

承諾する ・ 承諾しない

②当会広報誌・ホームページでの掲載

承諾する ・ 承諾しない

13. 事故発生時の対応について（契約書第23条参照）

当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又は入居者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った処置を記録いたします。なお、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

14. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、生じた損害を賠償しない、ないしは、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

15. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

（1）当施設の苦情受付窓口

①受付担当者：特別養護老人ホーム サンライフ問屋町 生活相談員 湯浅 真澄

②電話番号：027-253-4165

③受付時間：8時30分～17時30分まで（全日）

※受付時間以外や担当者不在時でも常時対応できる体制となっております。

また、施設内にご意見受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。

（2）外部相談所

①前橋市福祉部介護高齢課（前橋市大手町二丁目12番地1号 / 027-224-1111）

②国民健康保険団体連合会（前橋市元総社町335-8 / 027-290-1363）

③群馬県福祉サービス運営適正化委員会（前橋市新前橋町13-12 / 027-255-6669）

（3）相談（苦情）対応委員会

当法人では第三者委員を選任のうえ相談（苦情）対応委員会を組織し、適切な苦情の解決に努めております。苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けますが、第三者委員へ直接申し出る事もできます。

16. 身元引受人（契約書第21条参照）

契約者は、入居者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めていただきます。なお、契約者は身元引受人を兼ねることができるものとします。

17. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

施設利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ライター等の火器、ナイフ等刃物類、ペット等の生き物、現金、高価な貴金属証券類 他利用者に迷惑が掛かると思われる物

（2）面会

面会時間は、原則として午前9時00分から午後8時00分になります。

※施設は午後8時00分に施錠いたします。

※来訪者は、必ずその都度受付の面会簿にご記入下さい。

※なお、犬・猫等のペット類を連れてのご来訪は、原則禁止とさせていただきます。

(3) 外出及び外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、開始日の2日前までにお申し出下さい。但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

外出、外泊をお申し出になった方が身元引受人の方でない場合には、施設から身元引受人の方に連絡させていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日の午後6時までにお申し出下さい。それまでに翌日以降の欠食を届け出た場合には、8ページ「6（2）②」に沿って食費の控除が行われます。

(5) 施設及び設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当な代価をお支払いいただきます。

③入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設で指定した喫煙スペース以外での喫煙はできません。

18. 第三者評価（ISO9001：2015）の実施状況

第三者評価 （ISO9001：2015） の実施状況	1 あり	実施日	平成30年11月
		評価機関名称	一般社団法人日本能率協会
		結果の開示	1 あり（認証） 2 なし
	2 なし		

説明年月日：令和 年 月 日

契約の締結にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職氏名： _____ ⑩

契約の締結にあたり、本書面により重要事項の説明を受けました。また、入居者本人及び身元引受人、家族等に関する個人情報を、本書に定める個人情報の取扱いの範囲内において利用、提供、又は収集することについて同意しました。

入居契約者 住所： _____

氏名： _____ ⑩

(入居者との関係： _____)

身元引受人 住所： _____

氏名： _____ ⑩

(入居者との関係： _____)

身元引受人 住所： _____

氏名： _____ ⑩

(入居者との関係： _____)

※契約者が身元引受人を兼ねる場合は身元引受人欄に「同上」と記載

この証として、契約当事者は本書2通を作成し署名捺印のうえ、各自その1通を保有します。